

平成30・31年度分の 後期高齢者医療制度の保険料変更

4月からの変更内容

	平成28・29年度		平成30・31年度
均等割額	44,795円	705円アップ	45,500円
所得割率	8.97%	0.21%ダウン	8.76%
年間保険料 限度額	57万円	5万円アップ	62万円

保険料の計算方法

均等割額 45,500円	+	所得割額 (総所得金額等 - 基礎控除 33万円) × 所得割率8.76%	=	年間保険料額 4月～翌年3月で計算 (限度額62万円)
-----------------	---	---	---	-----------------------------------

※総所得金額等とは、「年金収入－公的年金控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などで、社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。また、総所得金額等には、土地・建物や株式などの譲渡所得などで特別控除後の額も含まれます。

所得が少ない人などの保険料を軽減しています

所得が少ない人や後期高齢者医療制度加入直前に健康保険組合などの被扶養者だった人は、保険料を軽減しています。詳しくは、お問い合わせください。

軽減措置の例

加入者 2人世帯	収入（年金 収入のみ）	軽減措置後の年間保険料	軽減措置
夫 (世帯主)	168万円	19,965円	均等割8.5割軽減 ※所得割額特例軽減 措置は終了しました。
妻	80万円	6,825円	均等割8.5割軽減

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳以上で一定の障害があると認められた人が加入する医療制度です。

保険料は2年ごとに変更

安定的な財政運営を図るため、2年ごとに保険料の見直しをします。平成30年

保険料額決定通知書の送付

保険料は、平成29年所得

度は変更の年に当たります。加入者や今後の医療費の増加を見込んだ結果、保険料を値上げすることになりました。皆さんには、ご負担をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

を基に計算します。保険料額決定通知書の発送は7月中旬の予定です。保険料の納付方法は、原則、年金からの天引きです。ただし、新たに後期高齢者医療制度の加入者となった場合、一定期間は保険料を納付書などで納付していたりすることになります。

問い合わせ先 広島県後期高齢者医療広域連合業務課 (☎082-502-3060) または市役所税務課 (☎43-7121)

平成30年度

固定資産課税台帳の

閲覧・縦覧帳簿の縦覧

閲覧・縦覧場所 税務課または上下支所総務係

問い合わせ先 税務課 (☎43-7125)
◎固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳の内容は、納税通知書と一緒に送付する課税明細書で確認できます。閲覧できる人 府中市の固定資産税の納税義務者、その同居親族、納税管理人、借地・借家人

※借地・借家人は、使用・収益の対象部分が閲覧可能。

持参するもの 印鑑、本人確認できる書類
▽代理人：委任状
▽借地・借家人：契約書など
▽法人：法人印がついてある委任状

手数料 5月1日(火)まで：無料
5月2日(水)以降：1名義につき300円

◎縦覧帳簿の縦覧

縦覧できる内容は、評価額などに限ります。縦覧できる人 府中市の固定資産税の納税義務者、その同居親族、納税管理人

縦覧期間 5月1日(火)まで
持参するもの 印鑑、本人確認できる書類

▽代理人：委任状
手数料 無料